

## ■お知らせ（労働関係に改定・青年部公開例会について）

パートも！学生アルバイトも！

R6.10/1~

新潟県最低賃金は

時間額 **985円** になります



新潟県最低賃金額は、従来の時間額 931 円から 54 円引き上げられ、令和6年10月1日から **985円** になります。新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用されます。この機会に、最低賃金額を今一度確認しましょう。

厚生労働省より  
「年収の壁・支援強化パッケージ」のお知らせ



フリーランスの取引に関する新しい法律が 11 月にスタート！  
「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（詳細は同封のチラシからご確認ください。）

厚生労働省  
からの  
お知らせ

### 「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



#### パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

#### 「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**（※）を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円**の支援をします。

（※）・社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）  
・賃上げによる基本給の増額  
・所定労働時間の延長

#### 「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能**となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

#### 年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**  
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15  
(土日・休日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する  
厚生労働省HP



 厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 「106万円の壁」への対応

### ◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

#### (1) 手当等支給メニュー

#### (2) 労働時間延長メニュー

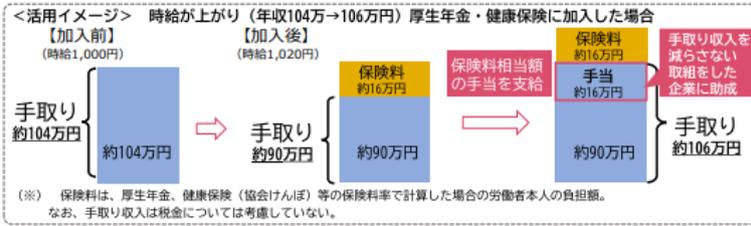
要件	1人当たり助成額	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 <b>20万円</b>	4時間以上	—	<b>30万円</b>
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 <b>20万円</b>	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 <b>10万円</b>	2時間以上 3時間未満	10%以上	
		1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

### ◆社会保険適用促進手当

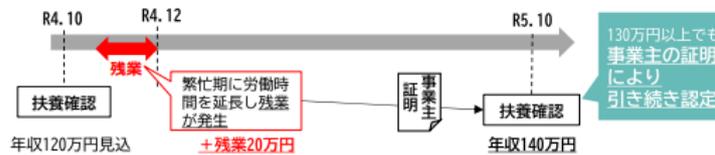
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



## 「130万円の壁」への対応

### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



## 配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

年収の壁・支援強化パッケージは  
 詳細は厚生労働省ホームページよりご確認ください  
 「[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)」



柏崎間税会 柏崎商工会議所 主催

# 「インボイス制度から1年」 「フリーランス法施行にあたって」 税務研修会のご案内

令和5年10月より「インボイス制度」施行となり1年が経ち、さらには、本年11月からは「フリーランス法」が施行となるなど、新たな税制に関する対応が必要となっています。つきましては、下記のとおり研修会を開催しますので、関係される事業所のみなさまからは、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 記

日 時 令和6年11月8日（金）13:30 ～ 15:30  
場 所 商工会議所 5階 大研修室（柏崎市東本町1-2-16）  
講 師 いずみ税理士法人 税理士 高橋弘之  
テーマ 「インボイス制度から1年」  
「フリーランス法施行にあたって」  
※フリーランス法=いわゆる一人親方に発注者される方は、注意が必要となります。  
主 催 柏崎間税会 柏崎商工会議所

◆お申込み・お問い合わせ先 柏崎商工会議所

ご希望の方は、10月25日（金）までにお申し込みください

電話 22-3161 FAX 22-3570 メール soudan@kashiwazakicci.or.jp

## 税務研修会 受講申込書

11月8日開催の研修会に 出席します。

事業所名

受講者名

柏崎商工会議所青年部 経営フォーラム21 公開例会

*Adversity has a big chance.*

# ピンチをチャンスに変える企業

～時代の波に乗る経営者になるために～

入場無料

定員100名

2024.11.12(火)

18:30-20:30 (18:00 受付開始)

柏崎商工会議所 5F大研修室

講師

株式会社 minitts 代表取締役

1日100食限定のお店「佰食屋」経営

中村朱美氏

「飲食店でも私生活を両立できる環境を実現したい」という想いのもと、京都で1日100食限定をコンセプトに、美味しいものを手軽な値段で食べられるお店「佰食屋」を行列のできる人気店へ成長させた話題の中村朱美氏。ランチ営業のみ、完売次第営業終了という飲食店の常識を覆す経営手法で、飲食店のワークライフバランスとフードロスゼロを実現し、子育て中の女性や、障がいのある人、介護を担う人なども積極的に採用するなど、様々な仕組みを生み出しています。しかし、新型コロナウイルスの影響で状況は一変しました。それでも変化を柔軟に受け入れることで、次の道が見えていきます。今回は、新型コロナウイルスでのピンチをチャンスに変えている経営手法の一部や思考等をお話していただきます。ぜひ、この機会にご参加下さい。



主催・連絡先

柏崎商工会議所青年部 経営フォーラム21  
柏崎市東本町1-2-16 tel.0257-22-3161 fax.0257-22-3570

受講申込み方法 / 二次元コードを読み取り、Google フォームよりお申込みください。

